

**児童手当制度改正
提出書類チェックシート【現受給者用】**

① 大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ(※1))

の児童がいますか。

※1…2002年4月2日～2006年4月1日生まれ

はい → 下記② へお進みください。

いいえ → 下記B へお進みください。

② 上記①の児童を監護(※2)し、その生計費(※3)を負担していますか。

※2…監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることをいいます。

※3…生計費とは、生活費(食費や家賃等)や学費等、児童の生活に必要な費用をいいます。

はい → 下記A へお進みください。

いいえ → 下記B へお進みください。

A 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

制度改正に伴い、算定児童が「22歳に達した日以後最初の3月31日まで」に拡大されたため、大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童を監護し、生計費を負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

B 制度改正に伴う児童手当の手続きは不要です。

制度改正に伴い、支給金額に変更がある場合は、令和6年12月頃に通知を送付させていただきます。

※支給額に変更がない場合は、通知の発送はありません。ご了承ください。